

学校教育の情報化の推進に関する法律 及び「GIGAスクール構想の実現」について

学校教育の情報化の推進に関する法律

【1. 目的(1条)】

高度情報通信ネットワーク社会の発展に伴い、学校における情報通信技術の活用により学校教育が直面する課題の解決及び学校教育の一層の充実を図ることが重要
⇒全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念、国等の責務、推進計画等を定めることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う人材の育成に貢献

【2. 定義(2条)】

学校教育の情報化:

学校の各教科等の指導等における情報通信技術の活用及び学校における情報教育の充実並びに学校事務における情報通信技術の活用

【3. 基本理念(3条)】

- ①情報通信技術の特性を生かして、児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等を実施
- ②デジタル教材による学習とその他の学習を組み合わせるなど、多様な方法による学習を推進
- ③全ての児童生徒が、家庭の状況、地域、障害の有無等にかかわらず学校教育の情報化の恵沢を享受
- ④情報通信技術を活用した学校事務の効率化により、学校の教職員の業務負担を軽減し、教育の質を向上
- ⑤児童生徒等の個人情報の適正な取扱い及びサイバーセキュリティの確保
- ⑥児童生徒による情報通信技術の利用が、児童生徒の健康、生活等に及ぼす影響に十分配慮

【4. 国の責務等(4～6条)】

国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を規定

【5. 法制上の措置等(7条)】

政府は、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと

【6. 推進計画(8・9条)】

- 1.文部科学大臣は、基本的な方針、期間、目標等を定めた学校教育情報化推進計画を策定(総務大臣、経済産業大臣その他の関係行政機関の長と協議)
- 2.地方公共団体も計画を策定(努力義務)

【7. 基本的施策*(10～21条)】

1. デジタル教材等の開発及び普及の促進
2. 教科書に係る制度の見直し
3. 障害のある児童生徒の教育環境の整備
4. 相当の期間学校を欠席する児童生徒に対する教育の機会の確保
5. 学校の教職員の資質の向上
6. 学校における情報通信技術の活用のための環境の整備
7. 学習の継続的な支援等のための体制の整備
8. 個人情報の保護等
9. 人材の確保等
10. 調査研究等の推進
11. 国民の理解と関心の増進

※ 地方公共団体は、国の施策を勘案し、その地域の状況に応じた学校教育の情報化の推進を図るよう努力

【8. 学校教育情報化推進会議(22条)】

- 1.関係行政機関相互の調整を行う学校教育情報化推進会議を政府内に設置
- 2.1.の調整を行うに際しては、有識者で構成する学校教育情報化推進専門家会議の意見を聴取

審議経過等

H30.12.6 第197回国会(臨時会)提出、H30.12.7 衆・文科委付託、H30.12.10 第197回国会閉会(継続審査)、H31.1.28 衆・文科委付託(第198回国会)、H31.5.15 衆・文科委審議・可決、H31.5.16 衆・本会議可決、H31.6.20 参・文教委審議・可決、H31.6.21 参・本会議可決、H31.6.28 公布・施行

- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。**令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。**
- このため、**1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備**するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、**多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。**

事業概要

(1) 校内通信ネットワークの整備

- 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における**校内LANを整備**
 加えて、小・中・特支等に**電源キャビネットを整備**

事業スキーム

- 公立** 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村
 補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請
- 私立** 補助対象：学校法人、補助割合：1/2
- 国立** 補助対象：国立大学法人、(独)国立高等専門学校機構
 補助割合：定額

事業概要

(2) 児童生徒1人1台端末の整備

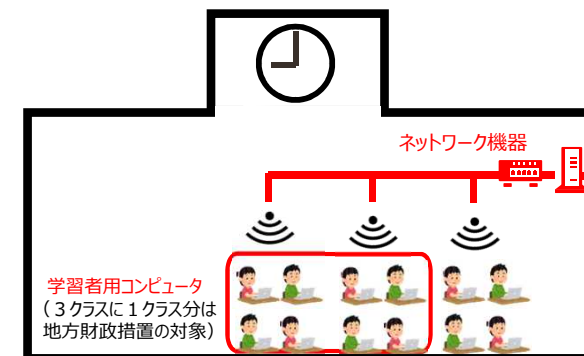
- 国公立の小・中・特支等の**児童生徒が使用するPC端末を整備**

事業スキーム

- 公立** 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村等
 補助割合：定額(上限4.5万円) ※市町村は都道府県を通じて国に申請
- 私立** 補助対象：学校法人、補助割合：1/2(上限4.5万円)
- 国立** 補助対象：国立大学法人
 補助割合：定額(上限4.5万円)

措置要件

- ✓ 「1人1台環境」における**ICT活用計画**、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などの**フォローアップ計画**
- ✓ 効果的・効率的整備のため、**国が提示する標準仕様書**に基づく、都道府県単位を基本とした**広域・大規模調達計画**
- ✓ **高速大容量回線の接続が可能な環境**にあることを前提とした**校内LAN整備計画**、あるいは**ランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画**
- ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画(2018~2022年度)」に基づく、地方財政措置を活用した「**端末3クラスに1クラス分の配備**」計画

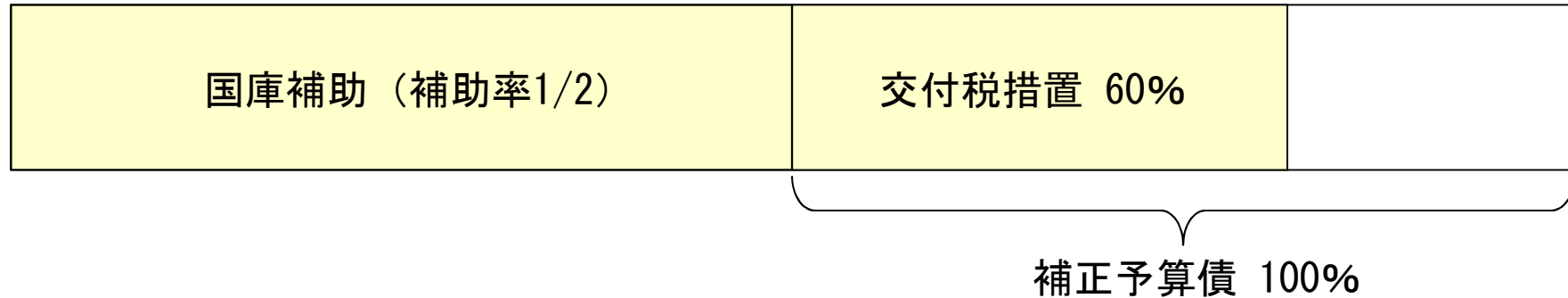


※ 支援メニュー (① 校内LAN整備+端末整備、② 端末独自整備を前提とした校内LAN整備、③ LTE通信費等独自確保を前提とした端末整備)

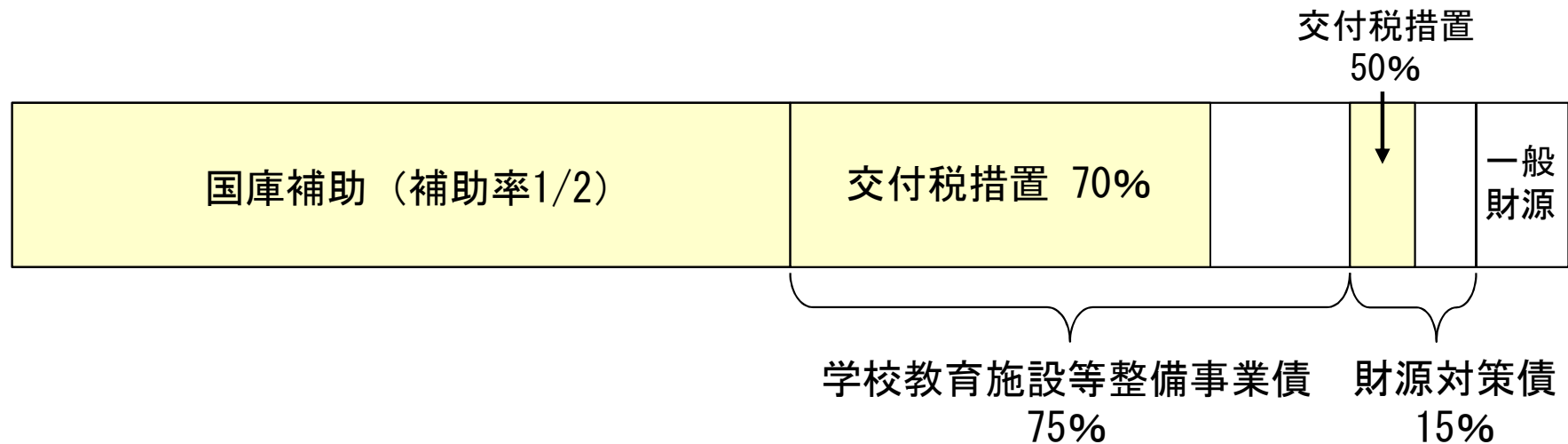
「GIGAスクール構想の実現」に向けた補助について

校内通信ネットワーク整備事業に係る地方財政措置（イメージ）

(1) 令和元年度補正予算の場合



(2) 文部科学省において令和元年度補正予算を繰り越し、令和2年度事業として実施する場合



児童生徒1人1台端末の整備事業に係る補助

(1) 令和元年度補正予算の場合

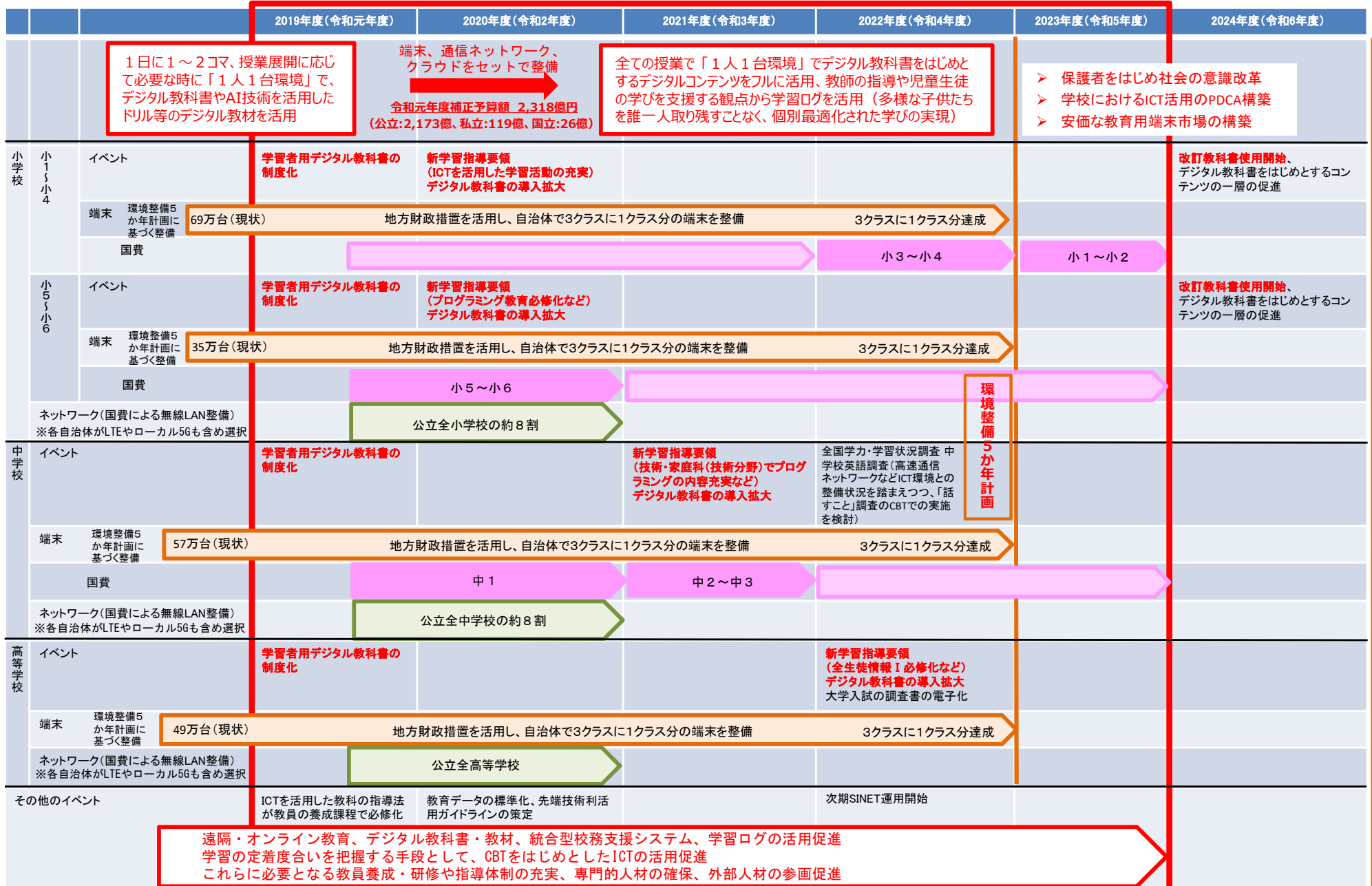
(2) 文部科学省において令和元年度補正予算を繰り越し、令和2年度事業として実施する場合

補助単価
定額4.5万円

G I G Aスクール構想の実現ロードマップ

～令和時代のスタンダードとしての学校ICT環境を整備し、全ての子供1人1人に最もふさわしい教育を～

※Global and Innovation Gateway for All



1人1台の端末から個人の教育データを収集し、分析、最適な結果を1人1人にフィードバックする個別最適化された学びの実現

LTE通信の活用

LTE通信（いわゆる携帯電話用の通信）の活用は、例えば以下のような場面での効果が期待される
ところ、導入の際十分検討されたい。

校内LAN整備が想定されない場合

児童生徒数が小規模の学校

児童生徒数が少ない場合には、LTE通信料の総額が校内LAN整備とインターネット通信量に要する額より少ない場合があるので、十分コスト比較

未光地域の学校

光回線が導入されていない地域での活用。総務省の光ファイバ敷設支援事業の活用などもあわせて検討。

数年以内に校舎の建て替え、統廃合が予定される学校

当面LTE通信で活用し、建て替えや新築の際、学校施設整備補助金等も利用しながら校内LANの整備も可能。

校内LAN整備を伴う場合

Wi-Fi整備が終わる前の活用

校内LAN整備工事に時間を要する場合、工事完了を待たずにすぐに活用を始められる。

様々な活用

校外学習

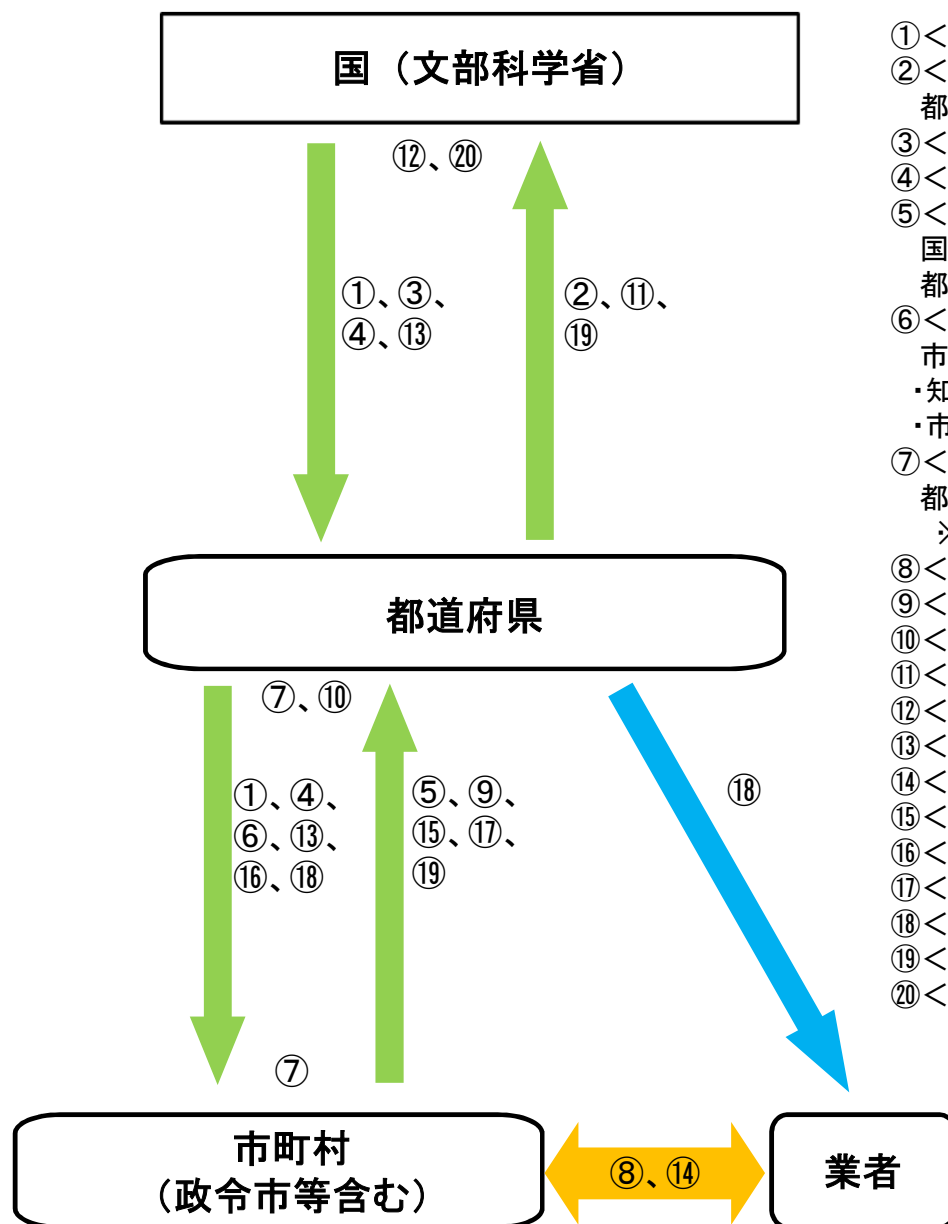
校庭などWi-Fiが届きにくい場所での活用や、社会科見学等における校外活動での活用が可能。

家庭学習

家庭の理解等を前提として、家庭のネット環境によらず子供たちが家庭学習を行える。

※LTE端末も定額4万5千円の補助の対象。

端末整備事業の事業スキーム（市町村立学校）



- ①<国⇒地方公共団体> 標準となる仕様書を30S毎に提示(済)
- ②<都道府県⇒国>
都道府県事務費(調達事務、交付申請書の確認等の補助金等に関する事務、支払事務)の申請
- ③<国⇒都道府県> 都道府県事務費の補助
- ④<国⇒都道府県⇒市町村> 補助金交付の募集
- ⑤<市町村⇒都道府県>
国の標準仕様書を参考に市町村がOSレベルの希望仕様書を決定し、都道府県に提示(進捗状況が良くない市町村には、都道府県も指導)
- ⑥<都道府県⇒市町村>
市町村の希望をとりまとめた上で、できるだけ市町村横断の統一的な仕様になるよう、市町村と調整
・知見が必要な都道府県には国がアドバイザーや専門家による支援
・市町村の強い独自の希望があれば尊重 等
- ⑦<都道府県・市町村>
都道府県と市町村が協力して共同調達を実施
※共同調達の協議会等があればそれを活用することを推奨
- ⑧<市町村> 事業者決定
- ⑨<市町村⇒都道府県> 補助金の交付申請(リースの場合は市町村と業者の共同申請)
- ⑩<都道府県> 申請内容の精査(活用計画・通信手段の確保・地財措置分との関係など)
- ⑪<都道府県⇒国> 市町村分の補助金をまとめて申請
- ⑫<国> 申請内容の精査(活用計画・通信手段の確保・地財措置分との関係など)
- ⑬<国⇒都道府県⇒市町村> 交付決定し、交付決定通知
- ⑭<市町村> 購入・リース契約の締結
- ⑮<市町村⇒都道府県> 実績報告書の提出(リースの場合は市町村と業者の共同申請)
- ⑯<都道府県⇒市町村> 交付額の確定
- ⑰<市町村⇒都道府県> 請求
- ⑱<都道府県> 支払い(購入の場合は市町村、リースの場合は業者)
- ⑲<市町村⇒都道府県⇒国> 活用実績の報告
- ⑳<国> 活用計画等に基づき活用がされているか確認(活用が進んでいないところには国のアドバイザー等による指導や研修等のフォローアップ)

GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末整備 基本モデル例

概要

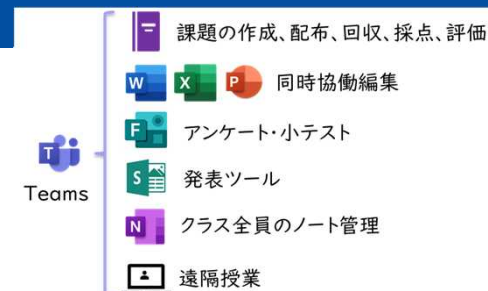
「GIGAスクール構想の実現」に向けた児童生徒1人1台端末の整備事業において、高速大容量の通信ネットワークを前提とした、端末1台あたり4.5万円の補助金を交付します。本資料では、現在教育用に無償で提供されている学習用ツールのライセンスを利用しながら4.5万円で端末を整備するモデル例を提示します。

モデル例1. Windows OS端末 × 教育機関向けOffice 365 ライセンス(無償)



Windows端末
(キーボード付)

Word、Excel、PowerPoint といったオフィス機能や Forms (アンケート・小テスト機能) や Sway といった発表ツールがブラウザ上で利用可能です。さらに Teams (右図) を使えば、クラスごとに課題を配布・回収・採点したり、Word、Excel、PowerPointなどのファイルを同時に協働編集が行えます。併せて遠隔授業のためのWeb会議、OneNoteでクラス全員のノートの管理も行え、これらは全て無償で利用が可能です。また、既にご利用の周辺機器やプリンタへの接続も円滑に行えたり、Scratchをはじめ、多くのプログラミング教材 (アプリケーション) をローカルディスクにインストールすることができます。Office 365 については、Chromebook、iPadでも利用可能です。



モデル例2. Chrome OS端末 × G Suite for Education ライセンス(無償)



Chromebook
(キーボード付)

G Suite for Education



Chromebook は世界中で3,000万人以上が利用している、教師と生徒が利用するために設計されたシンプルかつ丈夫で軽い端末です。Chromebook で利用できる G Suite for Education は、全てのアプリが無償かつ100%クラウドベースで動くアプリで、時間・場所を問わず共同編集ができるドキュメント (ワープロ)、スプレッドシート (表計算)、スライド (プレゼンテーション) や、自動採点が可能な小テスト作成アプリのフォーム等があります。また、無償の授業支援ツール「Google Classroom」を利用することで、課題の配布・フィードバック・採点・返却・集計を一元管理することができます。

モデル例3. iPadOS端末 × Apple社が提供する無償の教育用App (無償)



iPad第7世代
+キーボード



Keynote(プレゼンテーション)、Numbers (表計算)、Pages (ワープロ) といったオフィス機能を持ったアプリやiMovie、GarageBand&Clipsといった動画・音楽編集アプリ、Swift Playgrounds (プログラミング教材) やFaceTime (ビデオ会議) などが無償で提供されており、端末内のローカルでも利用可能です。さらに、教育向けに無償で提供されている協働学習ツール「クラスルーム(右図)」を利用すると、教員用端末から一覧で学習者用端末の状態を確認したり、画面をコントロールできます。



※校内LANを通じて上記のような学習用ツールを端末から利用するための設計/設定については、初年度校内LAN環境構築に必要な費用として、「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業にて整備するものとする。 ※上記3 OSが提供するもの以外にも教育利用可能なクラウドサービスは存在するため、選択肢の1つとして検討すること。

「GIGAスクール構想の実現」における措置要件

○基本的な考え方

- ・ 6月頃以降、地方自治体が国の「学校教育情報化推進計画」に基づき策定予定である「都道府県学校教育情報化推進計画」及び「市町村学校教育情報化推進計画」を見据えた計画とする。
- ・ 地方自治体の計画作成作業の負担を可能な限り軽減しつつ、確実な計画実施を担保する。

○計画の内容

- (1) 「1人1台環境におけるICT活用計画」及び「達成状況を踏まえたフォローアップ計画」
 - ・ 整備後の各年度における活用目標
 - ・ 目標の達成状況評価の時期と対応
- (2) 「標準仕様書に基づく都道府県単位の広域・大規模調達計画」
 - ・ 文科省として推奨はするが、必須要件とはしないため、共同調達を行う場合のみその旨とその概要を記載（一部市町村独自の共同調達も可）
- (3) 「校内LAN整備計画」又は「LTE活用計画」
 - ・ 1人1台環境で支障なく学習活動を行えるネットワーク確保の計画を記載
- (4) 「3クラスに1クラス分の端末配備計画」
 - ・ 対象となる児童生徒数、現在の端末整備台数、各年度における端末整備計画を記載

G I G Aスクール構想の実現 今後のスケジュール

<ネットワーク>

- 1月27日 令和元年度執行分の交付申請希望調査(文科省)
- 2月上中旬 調査回答(設置者)
- 2月中下旬 交付要綱制定・交付内定・交付申請書の提出依頼(文科省)
- 3月上中旬 交付申請書の提出(設置者)
- 3月上中旬 交付決定(文科省)

<端末>

- 交付要綱制定(文科省)
- 交付申請希望調査(文科省)
- 交付内定・交付決定(検討中)

※令和2年度分の申請について
本年3月中下旬頃より令和2年度1回目の交付に向けて、
上記と同様のスケジュールで進める予定。
なお、令和2年度2回目の交付申請については、1回目の交付決定
状況を踏まえて検討。

学校教育情報化推進計画の検討スケジュール（案）

2月4日

第1回学校教育情報化推進会議

2月下旬～
3月上旬

第1回学校教育情報化推進専門家会議



3月

第2回学校教育情報化推進会議

・学校教育情報化推進計画骨子提示

4月

第2回学校教育情報化推進専門家会議

5月

第3回学校教育情報化推進専門家会議



6月

第3回学校教育情報化推進会議

・学校教育情報化推進計画取りまとめ

〔 2～6月にかけて、学校教育情報化推進会議幹事会（デジタル社会構築タスクフォース（教育ICT化）課長級会議を活用）を定期的開催予定 〕

・学校教育情報化推進計画取りまとめ以降、地方自治体において計画を策定